薬食審査発0510第1号 薬食安発0510第2号 平成25年5月10日

都道府県衛生主管部(局)長 保健所設置市長 特別区長

> 厚生労働省医薬食品局審査管理課長 (公 印 省 略)

> 厚生労働省医薬食品局安全対策課長 (公印省略)

新たに承認された第一類医薬品について

別添の医薬品については、薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき本日承認されたものであるが、これら医薬品は、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の2の表第2号上欄に掲げる医薬品に該当することから、法第36条の3第1項に規定する第一類医薬品となるので、貴管下関係企業等に対し、周知方よろしく御配慮願います。

なお、別添医薬品については、後日、一般用医薬品販売制度ホームページにより掲載することとしております。

(http://www.mh!w.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyaku hin/ippanyou/index.html)

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日	第一類医薬品の期間
トリメブチンマレイン酸塩	セレキノン S セノレックス S (田辺三菱製薬株式会社)	平成 25 年 5 月 10 日	安全性等に関する製造販売後 調査期間(3年)に1年を加 えた期間